

第 3 章

計画の施策体系

本章では、新計画の取組等を進めていくうえで必要となる計画の施策体系（「基本理念」「基本的な視点」「基本目標」）を整理しています。

- 1 基本理念 2 基本的な視点 3 基本目標

1 基本理念 ～計画の目指すべき方向性～

子どもの権利を尊重し、 子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち

平成20年11月、札幌市は「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」を制定し、子どもの権利を大切にすることを宣言しました。

子どもの権利の尊重のもとで、子どもは社会の一員として尊重され、大人とともに札幌のまちづくりを担っていきます。

そして、札幌に誇りを持ち、積極的かつ主体的なまちづくり¹⁷の担い手に成長した子どもたちは、また次の世代に、このまちの魅力を引き継いでいき、世代間の良好な循環のもと持続可能¹⁸な社会を形成していくこととなります。

そのような子どもを育むためには、社会全体が協力して、子どもの健やかな成長を支えるとともに、子育ての中心的な役割を担う子育て家庭の抱える不安や負担を軽減していく必要があります。

そこで、札幌市では、『子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち』を基本理念に掲げ、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもが札幌の将来を担う自立した社会性のある大人へ成長することを支えるとともに、子どもを生み育てたいと願う人々の希望がかなえられ、子育て家庭が子育てに生きがいを感じられるよう、社会全体でこれを支えるまちの実現を目指していきます。

さらには、こうして世代や立場を超えた社会全体が子どもや子育て家庭とつながり、互いの個性や多様性を認め、相互の信頼感を育むことで、共生社会の実現へとつながっていくものと考えます。

2 基本的な視点 ～計画策定・取組実施に当たっての視点～

計画の策定及び社会全体が一丸となって取組を実施していくため、次の4つの共通となる視点を掲げています。

〈視点1 子どもの視点〉

次代を担う子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が、最大限に尊重されるよう、子どもの視点に立った取組を進めます。

〈視点2 すべての子どもと子育て家庭を支える視点〉

障がい、疾病、虐待、貧困など支援の必要な子どもや子育て家庭を含め、すべての子どもと子育て家庭を支える視点に立った取組を進めます。

〈視点3 成長・発達段階に応じて長期的に支える視点〉

次代を担う子どもたちが、健やかに育ち、自立した社会性のある大人へと成長できるよう、子どもの成長・発達段階に応じ、長期的に支える視点に立った取組を進めます。

〈視点4 社会全体で支える視点〉

すべての市民が連携・協力して、子どもと子育て家庭を社会全体が支える視点に立った取組を進めます。

17【まちづくり】ここでは、快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的活動の総体をいう。

18【持続可能】ここでは、人間活動、特に文明の利器を用いた活動が、将来にわたって持続できるかどうかを表す概念をいう。

3 基本目標

安心して子どもを産み育てるための「子育て支援」（基本目標2）や子どもの成長・自立を支えるための「子育て支援」（基本目標3）を進めていくうえでは、「子どもの権利保障」（基本目標1）を進めていくことや、「配慮を要する子どもと家庭への支援」（基本目標4）の充実を図り、共生社会を目指すことを意識することが特に重要であることから、本計画においては、次の4つの基本目標を設定しています。

〈基本目標1 子どもの権利を大切にできる環境の充実〉

子どもの権利保障の推進は、札幌市における子ども施策の中でも最も重要な取組となります。札幌市においては、これまでも権利条例のもと権利保障の取組を推進してきたところですが、いじめや児童虐待など、依然として子どもの育ちに関わる問題が顕在化していることから、より一層の権利保障を推進していく必要があります。

〈基本目標2 安心して子どもを産み育てられる環境の充実〉

札幌市においては、子どもを産み育てやすい環境の充実に取り組んできたところですが、平成25年度の調査では、「子どもを産み育てやすい環境だと思ふ人の割合」は60.7%となっており、より一層個々の子育て家庭のニーズに対応したきめ細やかな支援に取り組んでいく必要があります。

〈基本目標3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実〉

次代を担う子どもや若者の成長を支えることは、持続可能な社会を形成していくうえで必要不可欠であることから、子どもが自立した社会性のある大人へと成長するような教育や多様な体験機会の提供を推進していくとともに、ひきこもりやニート¹⁹などの困難を有する若者が社会的に自立できる環境の充実を推進する必要があります。

〈基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実〉

家庭で養育できない事情のある子どもに対する「社会的養護²⁰」の取組、障がいや発達の問題になる子ども、ひとり親家庭への支援などは、基本目標2及び基本目標3の「子育て」や「子育て」に含まれる施策となりますが、現状において、配慮を要する子どもと家庭に対する社会の理解が十分に浸透しているものではありません。共生社会を目指すうえでは、配慮を要する子どもと家庭への支援を充実させ、すべての子どもと家庭が過ごしやすい環境を整えていく必要があります。

19 【ニート】 仕事に就いておらず、就職活動もしていない若者のうち、家事も通学もしていない人。

20 【社会的養護】 家庭において適切な養育を受けることができない子どもを、社会が公的な責任の下で育てる仕組み。



子どもの権利を尊重し、
子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち

基本的な視点1

子どもの視点

基本的な視点2

すべての子どもと
子育て家庭を支える視点

基本的な視点3

成長・発達段階に応じて
長期的に支える視点

基本的な視点4

社会全体で支える視点

基本目標

①
子どもの権利を大切に
する環境の充実

※推進計画（第2次計画）に該当

②
安心して子どもを生み
育てられる環境の充実

③
子どもと若者の成長と自
立を支える環境の充実

④
配慮を要する子どもと家
庭を支える環境の充実

基本施策

- 1 子どもの権利を大切にする意識の向上
- 2 子どもの意見表明・参加の促進
- 3 子どもを受け止め、育む環境づくり
- 4 子どもの権利の侵害からの救済

- 1 働きながら子育てしやすい環境の充実
- 2 親子の健康を支える相談・支援の充実
- 3 子育て家庭に対する相談・支援の充実
- 4 子どもと子育て家庭が暮らしやすい環境の充実

- 1 幼児期の学校教育・保育の質の向上
- 2 充実した学校教育等の推進
- 3 子どもの健やかな育ちを支援する環境の充実
- 4 社会的自立が困難な若者への支援体制の充実

- 1 社会的養護の取組の充実
- 2 障がいのある子ども・発達が気になる子どもへの支援の充実
- 3 ひとり親家庭への支援の充実

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料